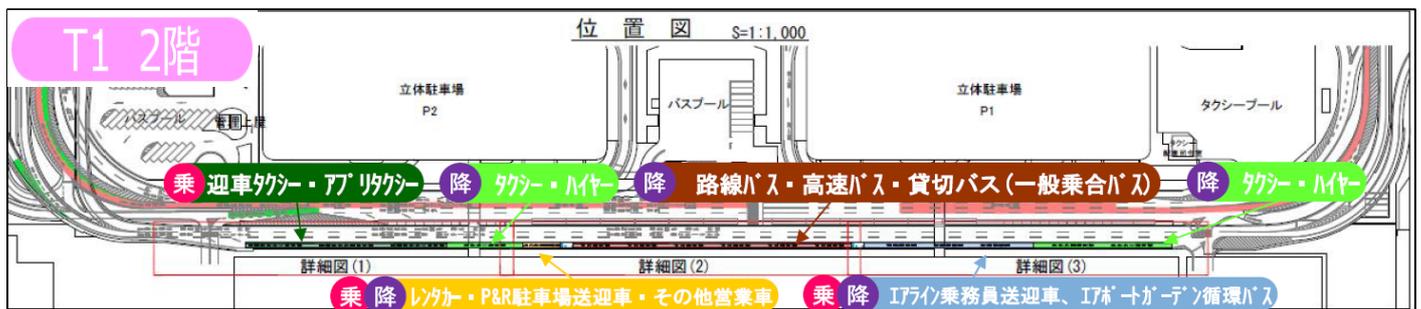


タクシーの事業者・乗務員のみなさまへ

**羽田空港第1・第2ターミナルの予約タクシー乗り場の運用について**

- 羽田空港第1・第2ターミナルの2階(出発階)に予約タクシー乗り場を設置して、昨年10月から運用を開始しております。
- 一方、運用開始直後から、予約タクシー乗り場やタクシー降車場等において、予約利用者の乗車待ち待機や予約依頼待ちによる待機等の駐車車両が見受けられます。第1・第2いずれも2階の乗降場は駐車禁止です。待機及び駐車は禁止につき、旅客の到着後に入場し、乗車完了後速やかに出発するようお願いいたします。



**【注意事項】**

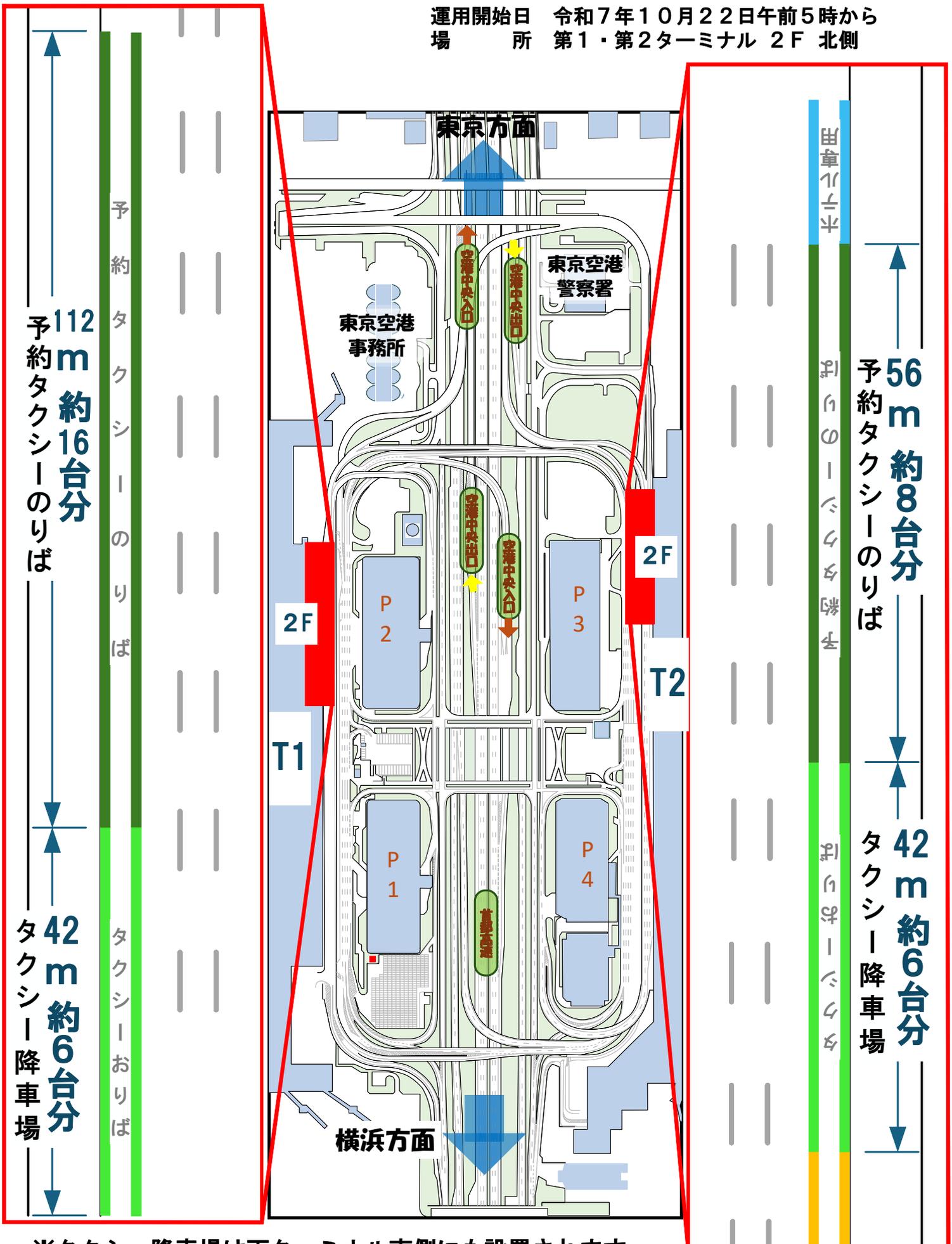
- ・ 予約タクシー乗り場は、5分以内の乗車取扱専用のスペースです。乗車が完了したら速やかに出発してください。旅客乗車待ちの待機はできません。
- ・ 身体障害者用乗降場及びタクシー・ハイヤー、バス、その他専用の降車場は、予約タクシーの旅客の乗降に用いることはできません。(身体障害者用乗降場を身体障害者及びお体の不自由な方の乗降に用いる場合はこの限りではありません)
- ・ 指定場所以外での旅客の乗車及び乗り場・周辺構内道路での客待ちを含む待機・路上駐車は厳禁です。運転手が乗車していても取り締まりの対象です。
- ・ 各乗降場の第2走行車線に(路肩からはなれて)停車、旅客の乗降を行うこと、乗客の乗降支援以外で運転席から離れる等の行為は道路交通法違反となりますのでご注意ください。

連絡先:(道路)国土交通省東京航空局東京空港事務所 Tel:03-5757-3026

(ターミナルビル)日本空港ビルデング(株)旅客サービス課 Tel:03-5757-8505

# 予約タクシー乗り場詳細図面

運用開始日 令和7年10月22日午前5時から  
場 所 第1・第2ターミナル 2F 北側



※タクシー降車場は両ターミナル南側にも設置されます。  
(T1 = 約11台分 ・ T2 = 約7台分)

# ハイヤー・タクシー業者の皆様へ 羽田空港の乗り場・構内道路に関するお知らせ

## 空港構内における路上駐車禁止

空港内の接車帯・構内道路は**駐車禁止**です。

・客待ちによる道路占有は  
**駐車違反**<sup>※</sup>に該当します。

※規制除外区間を除き



※降車エリア、身障者乗場等での待機、乗車受付  
路肩から離れて(第2車線等)の乗降等の行為  
ドライバーが乗車していても  
ハザードランプを点灯させていても

い  
ず  
れ  
も  
違  
反  
で  
す。

・車両を置いて離れる行為は  
**放置駐車違反**に該当します。

○ 駐車禁止違反 [道路交通法第45条]  
罰則・・・10万円以下の罰金  
違反点・・・1点 (駐車禁止場所)  
反則金・・・大型 (12,000円)  
普通 (10,000円)

○ 放置駐車違反 [道路交通法第51条の4第1項]  
罰則・・・15万円以下の罰金  
違反点・・・2点 (駐車禁止場所)  
反則金・・・大型 (21,000円)  
普通 (15,000円)

※都道府県公安委員会から駐車違反、放置車両違反にかかる道路交通法通知等があった一般乗用旅客運送事業者は、道路運送法に基づく処分等の対象となります。また、ハイヤー車両の運転者等が、空港などで予約客でない者に声をかけ、あるいは予約客ではない者からの依頼を受けることは道路運送法違反行為となり、処分の対象となります。

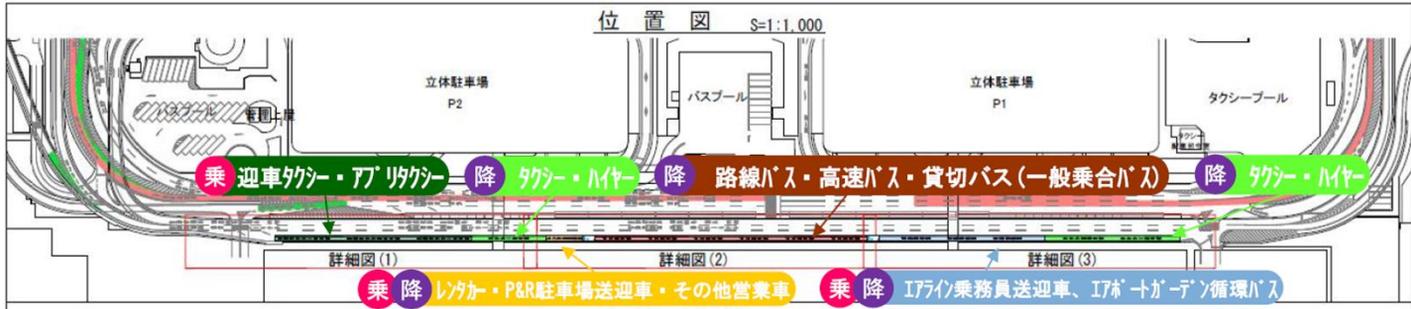
■ 東京航空局東京空港事務所  
■ 関東運輸局東京運輸支局  
■ 警視庁東京空港警察署

■ 日本空港ビルデング(株)  
■ 東京国際空港ターミナル(株)

# 各ターミナルののりば

T1 2階

(ハイヤー乗り場は従前通り 1階0番・19番乗り場)

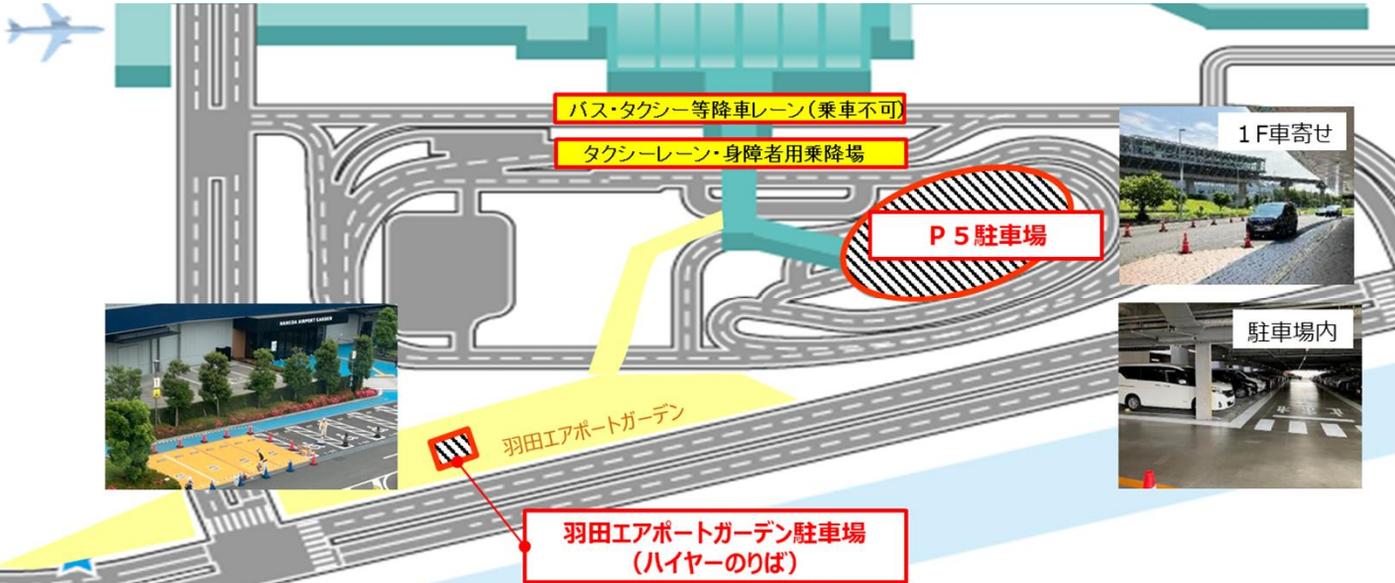


T2 2階

(ハイヤー乗り場は従前通り 1階1番乗り場、2階国際線側)



T3



**ハイヤー等の旅客の乗車、客待ちの待機等は、P5駐車場または羽田エアポートガーデンをご利用ください。**

- ・いずれも30分以内無料。
- ・P5は10/24より料金改定。短時間利用は値下げ。詳細はコチラ⇒
- ・羽田エアポートガーデンの利用は別紙参照。

